

2

子どもが生まれたら

子どもが生まれたら出生届を出しましょう。
子どもを支援する各種助成や手当も活用しましょう。



ID 1931

出生届を出す

【届出期間】 出生した日から、14 日以内
(出生した日を含む)

【届出先】 本籍地、出生地または届出人の
住所地の役所

【届出人】 父又は母

【必要なもの】 ☐ 出生証明書



コラム

どうして泣くの・・・！？

言葉を話せない赤ちゃんは泣くことでして欲しいことや気持ちを伝えます。生後2か月位までは生理的な理由(空腹、眠い、痛いなど)で泣くことが多いようです。やがて「抱っこ」「かまって」「甘えたい」といった気持ちを訴える泣きなどもできます。

どんな 時に 泣くの



赤ちゃんが泣いた時に、お父さん・お母さんがいつでもうまく対応できるとは限りません。(特に6か月くらいまでは原因のつかめない、なだめにくい泣きがあります。異常が無くても泣くことがあります。お母さん・お父さんの責任ではありません。)

赤ちゃんが泣いた時の対処 3ステップ

- ①抱いて、なだめて、歩いて、話しかけてあげます。オムツや授乳、温度の確認をします。
- ②それでも、どうしても泣き止まない時は、お父さん・お母さんはちょっと一休み！
その場を離れるなどをし、リラックスをしてみましょう。
- ③決して赤ちゃんを激しく揺さぶってはいけません。

手当や助成を申請する

池田市では子育てに関するさまざまな助成や手当の制度があります。
ここでは出産後に行う手続について説明します。
出生届とは別に手続きが必要ですのでご注意ください。
その他の手当と助成については 00 ページをご覧ください。

ID 2450

児童手当

●支給額

児童の年齢	支給額（1人当たり月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

（注1） 「第3子以降」とは、大学卒業まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

●支給時期

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月の2ヶ月に1回となります。
受給者名義の金融機関口座に振込いたします。
支給日は支給月の月末。支給日が土日祝日にあたる場合は、その直前の開庁日となります。

転出等で受給資格がなくなった場合には、当該月分までの手当を、上記の支給月以外に振込させていただきます場合があります。

●児童手当に関する届出

児童手当は原則、申請した月の翌月分からの支給となります。
ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。
申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けとれなくなりますのでご注意ください。

【必要なもの】

- ☐ 請求者名義の金融機関口座
（通帳・キャッシュカード）
- ☐ 本人確認書類
（個人番号カード・運転免許証など）

※この他、必要に応じて健康保険証の写しや書類の提出を依頼することがあります。

【お問合せ】

子育て支援課 TEL：072-754-6252

ID 5006

子ども医療費助成制度

●申請すると

- 子ども医療証が交付されます。
- 通院・入院で要した保険診療に係る費用の一部が助成されます。

【医療証の申請に必要なもの】

- ☐ 対象者（子ども）の医療保険の資格情報がわかるもの
（マイナ保険証、資格確認書等）
- ☐ 申請者（保護者）と対象者（子ども）のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）
- ☐ 他市町村からの転入の場合は、主な生計主の課税証明書または主な生計主が署名した同意書（受給対象者が未就学児の場合のみ）

- ☐ 海外からの転入の場合は、主な生計主のパスポート（受給対象者が未就学児の場合のみ）

●子ども医療費助成の対象となる方

次のすべてにあてはまる方が対象となります。

- 池田市に住民登録のある満18歳に到達する年度末までの子ども
- 各種健康保険加入者
ただし、下記に該当する方は除きます。
 - ・生活保護受給者
 - ・ひとり親家庭医療費助成受給者
 - ・重度障がい者医療費助成受給者
 - ・児童福祉施設に措置入所している方

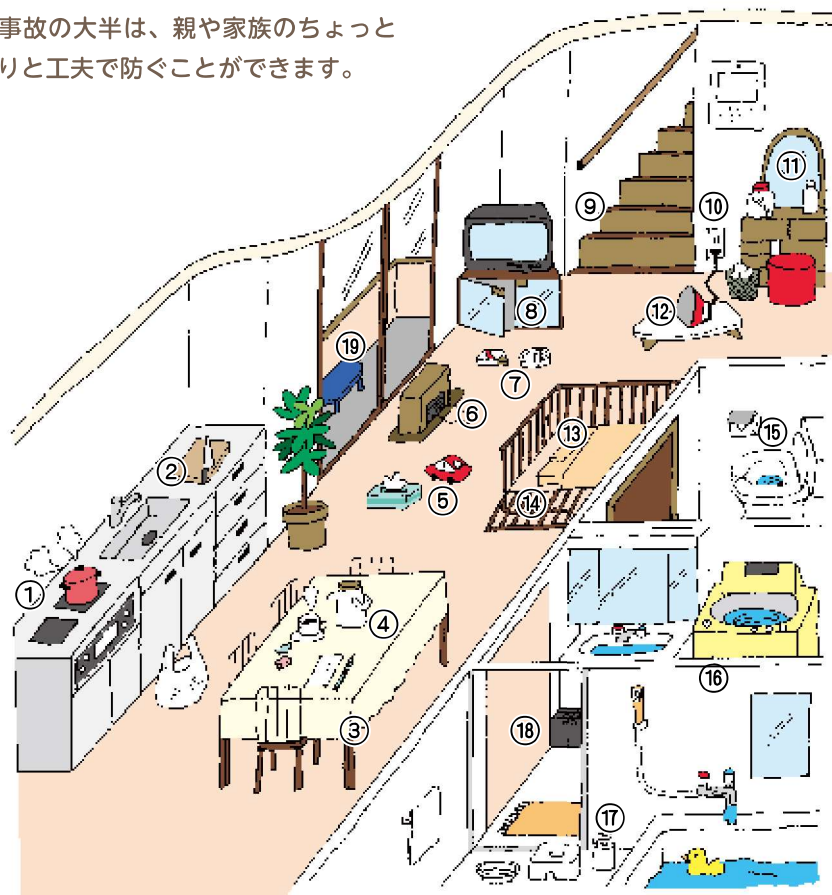
【お問合せ】

保険医療課 TEL：072-754-6258



危険がいっぱい！家の中の危険をチェック！

幼児期の事故の大半は、親や家族のちょっとした気配りと工夫で防ぐことができます。



子どもの周りには危険がいっぱい!!
できている箇所をチェックしてみましょう。

- ☐ ① ガスレンジを使わない時は、元栓を閉めています。
- ☐ ② 包丁などの刃物は、子どもの手の届かない所に片付けています。
- ☐ ③ テーブルクロスは、取り外しています。
- ☐ ④ ポットや炊飯器、熱い料理の入った鍋などは子どもの手が届かない所に置いています。
- ☐ ⑤ こわれたおもちゃや、飲み込める大きさのおもちゃは片付けています。
- ☐ ⑥ ストーブや扇風機には柵や覆いをしています。
- ☐ ⑦ のどに詰めやすいお菓子・葉やたばこ（吸殻）などを、手の届かない所に置いています。
- ☐ ⑧ テーブルや家具のコーナーなど、ぶつかりそうなところにクッションをつけたり、扉のすき間に指が挟まらないような工夫をしています。
- ☐ ⑨ 階段に簡単に上れないような工夫をしています。
- ☐ ⑩ コンセントの差込口に、物を詰めないように、コンセントキャップなどをしています。
- ☐ ⑪ 化粧品は、なめたり飲んだりしないようにしまっています。
- ☐ ⑫ アイロンは、使い終わったらすぐに手の届かない所に片付けています。
- ☐ ⑬ ベビーベッドの柵とマットレスの間に隙間はありません。
- ☐ ⑭ ベビーベッドの柵は上げています。
- ☐ ⑮ トイレのふたはいつも閉めています。
- ☐ ⑯ 洗濯機や風呂の水は使用後は抜いています。
- ☐ ⑰ 洗剤や薬品、石けんは子どもの手の届かない所に置いています。
- ☐ ⑱ 洗濯機、洗面台のそばに踏み台になるような物は置いていません。
- ☐ ⑲ ベランダや窓のそばに、椅子など踏み台になるもの（エアコンの室外機新聞紙の束、ビール、ケースなど）を置いていません。